

指定管理者 災害対応の手引き

指定管理者制度導入施設 災害対応マニュアル

令和4年4月

危機管理室

契約管財局

目次

1	はじめに	- 2 -
2	大阪市地域防災計画に位置付けられた公の施設	- 4 -
3	事前準備	- 4 -
4	平常時の備え	- 5 -
5	発災時の対応	- 6 -
6	各施設の災害対応マニュアル	- 7 -
7	費用負担・補償等の考え方	- 8 -
巻末 1	地域防災計画に位置付けられた公の施設一覧	- 9 -
巻末 2	災害対応マニュアル（ひな型）	- 13 -
巻末 3	災害時等における施設利用の協力に関する協定案	- 22 -

1 はじめに

大阪市の公の施設は、指定管理者制度導入施設（以下「施設」という。）を含めて、地震、風水害、その他の災害等が発生、又は発生することが予想される場合（以下「災害時等」という。）に、避難所や避難場所、輸送基地等として使用することが、大阪市地域防災計画に定められています。

そのため、大阪市地域防災計画に位置づけられた施設（巻末 1 に記載した施設）の指定管理者は、大阪市と「指定管理業務基本協定書」（以下「基本協定」という。）のほか、別途「災害時等における施設利用の協力に関する協定」（以下「災害時協定」という。）を締結するとともに、本手引きに基づいて、災害時等の体制を整備することを、「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」に新たに規定しました。

本手引きでは、各施設で策定する災害対応マニュアルについて、p 13 以降にひな形を添付しています。

指定管理者が、大阪市地域防災計画で定められた災害時等の使用目的や、求められる災害対応について理解を深めたうえで、マニュアルにそって必要事項を記載し、協定に定められた災害時等の協力体制を確保することを目的とします。

なお、現段階で大阪市地域防災計画に位置づけがない施設であっても、今後位置づけられる可能性があります。公の施設の管理者として、本手引きに基づく災害時等の体制整備をしてください。また、大阪市地域防災計画に位置づけられた場合は、災害時協定を締結していただくこととなります。

また、災害時協定を締結している施設についても、災害時等の状況によっては、防災計画に定めがない事項について大阪市から協力を求める場合があります。その場合は、協力するよう努めることを、基本協定にも明記しています。

※ 公の施設とは

公の施設の設置は条例で定められ、大阪市では、区役所附設会館、老人福祉センター、スポーツセンター等施設のほか、大阪城公園等大規模公園も含まれ、次の要件を全て満たすものです。

- ① 住民の利用に供するためのもの
- ② 当該地方公共団体（大阪市）の住民の利用に供するためのもの
- ③ 住民の福祉を増進する目的をもって設けるもの
- ④ 地方公共団体が設けるもの
- ⑤ 施設であること

なお、公の施設は、直営（一部事務の委託を含む）施設と、指定管理者制度導入施設に分けられます。

※ すでに災害時の協定等を締結している施設の取扱い

所管所属において、独自に施設と協定等を締結し災害時の協力を確保していたものについては、所管所属で内容を精査し、これまで通りの協定の方が災害時の体制を確保できるようであれば、災害時協定に修正する必要はありません。これまで通りの協定を締結したうえで、本手引きを活用して災害時等の体制整備を図ってください。

※ 合築の取扱い

複数の施設が合築により建設されている場合においては、災害時協定は施設ごとに締結してください。

2 大阪市地域防災計画に位置付けられた公の施設

令和3年4月現在、大阪市地域防災計画に位置づけられた指定管理者制度が導入されている公の施設は巻末の一覧表のとおりです。

大阪市地域防災計画の見直し等により使用目的が変更になる可能性があります。

大阪市地域防災計画は「共通編」「対策編」「資料編」の3編あり、それぞれインターネットで公開しています。

※ 大阪市地域防災計画ホームページURL：

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000541204.html>

3 事前準備

(1) 指定管理者の責務

指定管理者は大阪市の公の施設の管理者であると同時に、市内で事業を営む一事業者であると考えます。一事業者でもある指定管理者は、自助共助として、防災・減災の取組に努めなければなりません。

大阪市防災・減災条例

(基本理念)

第3条 防災・減災は、自らのことは自らが守るという自助の考え方、地域において互いに助け合うという共助の考え方及び行政が市民等及び事業者の安全を確保するという公助の考え方に基づき、本市、市民及び事業者がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力することを基本理念として行われるものとする。

(事業者の責務)

第9条 事業者は、基本理念にのっとり、その所有し、又は管理する施設及び設備の災害に対する安全性の確保、消火、救助等のための防災資機材の整備その他の災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練等への参加その他の防災・減災の取組を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、防災・減災及び災害が発生した場合における事業の継続又は早期の再開に関する計画を作成するよう努めなければならない。

3 事業者は、大阪市の実施する防災・減災対策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(2) 協力体制の確立

大阪市地域防災計画に位置付けられた公の施設の指定管理者は、災害時等に備え、大阪市と「災害時協定」(巻末3)を締結し、協力体制を確立してください。

大阪市地域防災計画に位置付けのない公の施設の指定管理者も今後位置づけられる可能性があります。位置づけられた場合は、災害時協定を締結し、協力体制を確立

してください。

(3) 災害時の協力内容についての事前協議

災害時協定に基づき、あらかじめ協力内容を大阪市（所管区局）と協議し、協力体制を明らかにしておきます。

協力内容は、災害時等の使用目的により異なります。

(4) マニュアルの作成

災害時には、迅速な状況把握、利用者の避難誘導やけが人への応急処置などが求められます。そのため、「大規模災害時初期対応マニュアル」（以下「災害対応マニュアル」という。）を参考に、各施設に応じた災害対応マニュアルを作成し保管してください。内容については年1回確認し、情報が古くなっている場合は更新を行ってください。

災害時協定を締結している施設については、(3) 災害時の協力内容をふまえ、災害時等の施設職員の参集、開錠手順、使用する部屋や収容可能人数などを具体的に決めておきます。決定した事項を「災害対応マニュアル」に記入してください。

(5) 緊急時連絡先の報告

緊急時の連絡先は、災害時協定に基づき、大阪市（所管区局）と指定管理者相互で緊急時の連絡先を報告し、災害対応マニュアルに記載してください。変更があった場合は随時更新を行ってください。

4 平常時の備え

- (1) 従業員又は施設利用者の帰宅が困難になった場合の滞在場所の確保、滞在者のための飲料水、食料、燃料等の物資の備蓄をしてください（避難所運営に関わる物資等については大阪市が対応します）

【3日分の備蓄として必要性が高いもの（1人あたり）】

- ・水 9 リットル＝1日 3L×3日
- ・食料 9 食分＝アルファ化米や乾パン等 1日 3食×3日
- ・毛布や保温シート

※共助の観点から来訪者等のために余分に備蓄することも検討しておく。

【物資や資機材等】

- ・簡易トイレや衛生用品、救急箱
- ・ビニールシート、携帯ラジオ、照明器具

- (2) 従業員等が災害時等の対応に関する知識又は技術を習得するために、その存する地域の自主防災組織等が行う防災訓練等については、積極的に協力してください。

5 発災時の対応

発災時の対応については、勤務時間外と勤務（開館）時間中に分けて考えます。

勤務（開館）時間中は、出勤している職員がそのまま災害対応にあたるので、利用者の安全確保や施設の被害状況の確認、大阪市（所管区局）への連絡など、いわゆる初動対応を行ってください。

一方勤務時間外については、すぐにそうした対応を取れないということになります。

そこで、たとえば、勤務時間外については施設の近くに住んでいる職員が駆けつけてまず開錠をする、指定された職員は地震の発生等により特に電話連絡等がなくとも自発的に参集して初動対応にあたる、などのことをあらかじめ定めておきます。

災害対応マニュアルひな形でも勤務時間外の対応と勤務時間中の対応に分けて記載していますので、それぞれ体制を整備し、初動対応が遅れないようにします。

特に勤務時間外の対応については、発災時は不慮の事故により日ごろ健康で元気な人でも勤務できなくなる可能性があります。限定的な人数を災害対応者として指定するのではなく、職員全員が責任感を持ち、大きな地震が発生したときは自発的に施設に集まるという意識でいることが大切です。

（１） 大阪市地域防災計画に位置付けられた公の施設

ア 時間中の対応

事業者及び施設の管理者として、災害対応マニュアルに基づき、施設及び設備の安全確認、障害物の除去、施設利用者の避難誘導、職員の安全確保等の初動対応を行ってください。

施設の被害状況等を市へ報告するとともに、災害時利用場所の準備を行ってください。

イ 時間外の対応

災害対応マニュアルに基づき、あらかじめ指定された参集者は、自発的に、できる限り早期に参集できる手段を用いて、直ちに施設に参集します。

施設の被害状況等を市へ報告するとともに、被害拡大の防止に努め、災害時利用場所の準備を行ってください。また、事前に定めた協力内容を実施してください。

（２） 大阪市地域防災計画に位置付けのない公の施設

ア 時間中の対応

事業者及び施設の管理者として、災害対応マニュアルに基づき、施設及び設備の安全確認、障害物の除去、施設利用者の避難誘導、職員の安全確保等の初動対応を行ってください。

イ 時間外の対応

災害対応マニュアルに基づき、あらかじめ指定された参集者は、自発的に、できる限り早期に参集できる手段を用いて、直ちに施設に参集します。

施設の被害状況等を市へ報告するとともに、被害拡大の防止に努めてください。

6 各施設の災害対応マニュアル

巻末 2 に各施設で作成する災害対応マニュアルのひな形を示しています。

3 つの類型と、それに対応する災害時等の使用目的及び公の施設は「巻末 1 地域防災計画に位置づけられた公の施設一覧」のとおりです。

指定管理者は、災害対応マニュアルひな形を参考に、独自の災害対応マニュアルを策定します。

なお、既に災害対応マニュアルを作成しており、内容が重複する場合は改めてマニュアルを作成していただく必要はありません。

7 費用負担・補償等の考え方

費用負担・補償等の考え方について、指定管理施設が災害時避難所等として使用されたことによる破損等の損害及び増加費用については、原則大阪市が負担するものとします。また、個別の事案ごとに、所管所属及び区と指定管理者が協議のうえ負担する内容を決定します。

なお、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された場合は、大阪府災害救助法施行細則（昭和 23 年大阪府規則第 24 号）第 3 条に定めるところにより、補償されます。

【参考】

増加費用としては、例えば、光熱水費、人件費、その他の施設管理経費等が考えられます。他都市においても上記例が増加費用例として示されています。

ただし、上記例はあくまでも 1 例ですので、実際には様々なケースが発生することが予想されます。よって、その都度指定管理者と大阪市との間で協議を行ったうえで費用負担を決定します。

巻末 1 地域防災計画に位置付けられた公の施設一覧

【一覧表項目の説明】

○ 類型

・ 受入型

市職員やボランティア、避難者等を受け入れるもの

・ 開放型

空地及び附帯設備を開放するもの

・ 業務継続型

通常通りの業務を継続するが、災害時等にはその機能を活かして災害対応が求められるもの

○ 災害時等の使用目的

大阪市地域防災計画に定められた災害時等の施設使用方法

○ 公の施設

大阪市が設置した大阪市の公の施設

類型	災害時の使用目的	公の施設名
受入型	災害時避難所	北区民センター
		大阪市扇町プール
		中央区民センター
		中央会館
		天王寺スポーツセンター
		男女共同参画センター中央館
		城東区民センター
		鶴見スポーツセンター
		水の館ホール
		阿倍野スポーツセンター
		住吉区老人福祉センター
		住吉区民センター
		早川福祉会館

類型	災害時の使用目的	公の施設名
受入型	災害時避難所	長居陸上競技場
		長居第 2 陸上競技場
		長居球技場
	福祉避難所	都島区老人福祉センター
		福島区老人福祉センター
		此花作業指導所
		舞洲障がい者スポーツセンター
		大正区老人福祉センター
		浪速区老人福祉センター
		阿倍野区老人福祉センター
	災害ボランティアセンター	北区民センター
		都島区民センター
		福島区民センター
		此花区民ホール
		産業創造館
		西区民センター
		港区民センター
		大正会館
		男女共同参画センター中央館
		浪速スポーツセンター
		西淀川区民ホール
		淀川区民センター
		東淀川スポーツセンター
		東成区民センター
		生野区民センター
		旭区民センター

類型	災害時の使用目的	公の施設名
受入型	災害ボランティアセンター	城東区民センター
		鶴見区民センター
		阿倍野区民センター
		住吉区民センター
		平野区民ホール
		西成区民センター
開放型	広域避難場所	鶴見緑地
		大阪城公園
		長居公園
		瓜破霊園
		八幡屋公園
	一時避難場所	(指定管理者制度導入施設はなし)
	津波避難施設	住まい情報センター
		北スポーツセンター
		都島屋内プール
		福島区民センター
		男女共同参画センター西部館・こども文化センター
		此花屋内プール
		大正スポーツセンター・大正屋内プール
		淀川区民センター
		東成区民センター
		東成スポーツセンター
		城東スポーツセンター
		住之江スポーツセンター
		西成スポーツセンター

類型	災害時の使用目的	公の施設名
開放型	津波避難施設	社会福祉研修・情報センター
		一部の市営住宅など
	輸送基地	鶴見緑地
		大阪城公園
		住之江公園
		長居公園
	災害時用ヘリポート	鶴見緑地
		大阪城西の丸庭園
		長居公園
		瓜破霊園
業務継続型	災害拠点病院	(指定管理者制度導入施設はなし)
	火葬場	北斎場
		鶴見斎場
		小林斎場
		佃斎場

市立○○○○○○○○

大規模災害時初期対応マニュアル

（令和 年 月作成）

○はじめに

災害発生時における指定管理施設職員の第一義的な役割は、指定管理施設利用者の安全確保とともに指定管理施設利用者等の安否確認と指定管理施設運営の早期正常化に向けて取り組むことにあります。しかしながら、指定管理施設が避難所となった場合、災害の規模や被害の状況などにより、あらかじめ所管所属及び区と協議した内容に基づき、指定管理施設職員が、災害対策本部担当職員が到着する以前の初期対応や災害の長期化に伴う避難所運営の支援などに当たることがあります。

こうした点を踏まえ、本マニュアルでは、区役所や地域の自主防災組織との連携を図りながら、指定管理施設における平常時の備えや対応の手順等、基本的な災害発生時の初期対応についてまとめています。「避難所開設・運営ガイドライン」と併せて、有事の際の備えとします。

【大規模災害時初期対応マニュアルの位置づけ】

時間経過		救命避難期		生命確保期		生命確保期		施設機能再開期		日常生活 の回復
		直後～				数日後～		数週間後～		
災害状況等		地震・津波発生 ライフラインの途絶 地域社会の混乱 継続する余震 等		消防・警察・自衛隊 などの救助開始		応急危険度判定士による 安全点検		仮設住宅への入居など		
施設	避難所としての機能	地震発生	地域住民などの施設 への避難	避難所の 開設	避難所の 管理運営	自治組織の立ち上がり 自治組織の確立		避難所機能と 施設機能の同居	避難所機能の 解消と施設機能の 正常化	
	対応するマ ニュアルな ど	危機管理マニュアル (防災及び防災計 画)	大規模災害初期 対応マニュアル	区本部・自主防災 組織との情報共有		避難所運営・開設ガイドライン				
避難所運営（準備事務 を含む）への協力内容 として考えられる例		施設設備の安全点検 施設開放区域の明示 駐車場を含む避難者の誘導 等		名簿作成 関係機関への情報伝達と収集 水や食糧などの確保 備蓄品の管理と仕分け、配布 等		自治組織への協力 ボランティア等との調整 要援護者への協力 等		施設機能再開のための準備		

【「本格的な避難所運営」への移行までの流れ】

本格的な避難所運営への移行までの流れ											
津波/施設設備時間想定		大規模災害時初期対応マニュアル適用									
		避難所開設・運営ガイドライン適用									
施設	施設業務	本部立上	一次避難誘導 (駐車場等) ・施設利用者・施設職員 の安全確保	二次避難誘導 (3F以上)	施設利用者・施設 職員の安否確認	情報収集 ・施設利用者の 開放	避難所開設・運営ガイドライン適用				
	初期対応						・区本部へ開設状況 報告 ・避難所の受入誘導 ・名簿作成	避難所運営初期対応 ・応急搬送【P22】 ・安否確認等関係【P23】 ・トイレの使用可否確認 【P23】 ・給水所【P24】 ・食料物資【P24】 ・情報の発信伝達【P26】 ・取材等への対応【P27】	避難所運営委員会による避難所運営 委員会へ運営参加		
	施設管理者	地震発生					施設の安全確認 被害状況確認				
	避難所運営										
地域											
市・区本部											
		本部立上		避難指示							

1 施設概要

(必要事項をあらかじめ記入しておきます。文言は適宜調整してください。)

施設名称			
施設長			
所在地			
職員数	職種	平常時（日中／夜間）	災害時等
	常勤	人	人
	嘱託職員	人	人
	臨時職員	人	人
利用者数	約 人／日		
建物構造	造 階建 注）複数棟ある場合は、それぞれ記入		
延床面積	㎡ 注）複合施設の場合は専有部分の面積を記入		
形態	独立 ・ 併設施設あり		
	併設施設「あり」の場合 併設施設名		
設備	給湯室	あり（㎡）・ なし	
	調理室	あり（㎡）・ なし	
	浴室	あり（㎡）・ なし	
	トイレ	あり（男性○箇所、女性○箇所、多目的○箇所） なし	

2 災害発生時の連絡体制

災害時等に円滑な連絡体制をとれるよう、施設の緊急時の連絡先を大阪市に報告するとともに、大阪市の連絡先の報告を受けここに記入してください。

施設の緊急時の連絡先に変更が生じた場合は、随時報告するとともに、記載を変更します。

【施設】

	氏名（名称）	連絡先
施設		電話： e-mail：
施設長		電話： e-mail：
緊急時対応者①		電話： e-mail：
緊急時対応者②		電話： e-mail：

【大阪市】

	所属 氏名	連絡先
施設所管所属	局 課	電話： e-mail：
緊急時対応者①	局 課	電話： e-mail：
緊急時対応者②	局 課	電話： e-mail：

※避難所関係の緊急連絡先（※避難所に指定されている場合のみ）

区役所	課	電話： e-mail：
地域代表 （自主防災組織代表）	代表者	電話： e-mail：

3 災害発生時の役割分担

指定管理者は、施設の管理を代行している事業者として、管理する施設及び設備の災害に対する安全性の確保、消火、救助等のための防災資機材の維持その他、災害に備えるための手段を講じなければなりません。

そのために、以下を参考にして、事前に施設内における災害発生時の初期対応についての役割分担を決めておいてください。

【初期対応時役割分担（例）】

班（例）	担当者名	役割（例）
総務		初期対応体制の事務局 ・ 区本部との連携 ・ 避難所運営委員会への参画 ・ 地域との連携 ・ 初期対応の記録の作成 ・ 避難所開設等の情報収集 ・ 取材対応
管理		・ 地域の災害情報収集 ・ 避難者等（施設利用者含む）への情報提供 ・ 使用場所等の確認・指示・管理 ※施設管理者として使用不可の場所の提示等
施設利用者等 安否確認		【稼働時間中】 ・ 施設利用者・施設職員の安全確保 ・ 施設利用者の一時避難スペースへの誘導 【休業中】 ・ 施設職員の安否確認
施設物資管理 ・ 食糧班		・ 危険箇所の点検・管理 ・ トイレの使用可否確認 ・ 情報伝達手段（電話・メールなど）の被害状況確認 ・ 貸し出し可能な施設備品の確認
救護		・ 施設利用者の応急処置や医療活動支援

【時間外発災時参集者】

	氏名	緊急時連絡先	災害時参集者：○ 施設開錠者：★
1			
2			
3			
4			

(注) 必要に応じて、枠は増やして対応すること

4 発災時の対応

(1) 開館時間中の対応

ア 被害状況の報告

発災後、できるだけ速やかに、施設の被害状況を市（施設所管所属）へ報告します。

【報告内容（例）】

・施設名称・勤務職員数・発災時の利用者数・建物被害状況・けが人の状況

イ 施設利用者への対応

指定管理者の責任において実施します。

被害状況や周辺被災状況を行い、避難場所へと誘導します。

けが人がいる場合は、災害時救急病院等への搬送対応等を行います。

(2) 時間外の対応

ア 施設職員の参集

開館時間外に、次の事由が発生したときは、施設職員のうちあらかじめ指定された参集者は、自発的に、できる限り早期に参集できる手段を用いて、直ちに施設に参集します。

イ 参集後の活動

施設の被害状況を市（施設所管所属）へ報告します。

【報告内容（例）】

・施設名称・参集職員数・建物被害状況・ライフラインの利用可否状況

(3) 避難所開設までの初期対応（※避難所に指定されている場合のみ）

ア 施設職員の参集

避難所の開設に必要な人員を施設所管所属および〇〇区役所と協議し、時間外発災時の参集者を指定します。（参集者は「3 災害発生時の役割分担」のとおり）

イ 施設の開錠

時間外に次の事由が発生したときは、あらかじめ指定した施設開錠者は速やかに施

設の開錠を行います。

開錠事由：(例)大阪市内で震度6弱以上の地震が発生したとき。

施設開錠者が開錠に時間を要する場合は、施設開錠者以外（区職員など）が施設を開錠し対応することとします。

【スペアキー保管者】

	氏名（部署・役職等含む）	緊急連絡先
1		
2		
3		

ウ 避難所利用場所の確保

「災害時等における施設利用の協力に関する協定」において定める利用場所を確保します。

エ 避難所開設協力

避難所の開設に必要な施設の維持保全、キャンセル対応、設備備品の維持管理等を行います。

施設に大規模な修繕・改修が必要な場合は、施設は使用不可とし大阪市に報告します。

4 その他協力体制

所管所属及び区と協議した協力内容を記載してください。

※協力内容がない場合は削除可能です。

（その他協力例）

- ・ 避難所の運営に必要な備品、物資等を用意する。
- ・ 区職員が到着したら、指示を受けながら避難者の受付等を行う。場合により、区と調整のうえ区職員が到着する前であっても避難者の受付等を開始する。

6 避難場所等

避難場所は、地震、大規模火災や津波等の災害から身を守るために緊急に避難する場所です。

近隣の避難場所及び避難場所までの経路を確認し経路図等を掲載してください

- 広域避難場所：
- 一時避難場所：
- 津波避難施設：

7 備蓄品等一覧

備蓄品名	数量	保管場所	使用期限	点検者	点検日
飲料水 500ml	〇〇〇本	施設内備蓄倉庫	2023/12/31	〇〇〇〇	2022/3/31
保存食	〇〇〇食	施設内備蓄倉庫	2023/12/31	〇〇〇〇	2022/3/31
毛布	〇〇〇枚	施設内備蓄倉庫		〇〇〇〇	2022/3/31
簡易トイレ	〇〇台	施設内備蓄倉庫		〇〇〇〇	2022/3/31

8 貸出可能施設備品一覧（※避難所に指定されている場合）

貸出品名	数量	保管場所	用途
長机	10 式	倉庫	避難所運営事務用
パイプいす	50 脚	倉庫	避難所運営事務用
筆記具		倉庫	避難所運営事務用
自転車	2 台	正面玄関前	情報収集用
拡声器	3 台	倉庫	避難所運営用
AED	1 台	1 階 事務室前	避難所運営用
トイレットペーパー	50 本	事務室	避難所運営用
テント	3 張	倉庫	避難所運営用
．．．	．．．	．．．	．．．

9 使用可能設備

避難所に指定されている場合に、避難所運営用として使用可能な設備を記載してください。

巻末3 災害時等における施設利用の協力に関する協定案

災害時等における施設利用の協力に関する協定（案）

大阪市（以下「甲」という。）と市立〇〇（施設名称）指定管理者△△△△（指定管理者名）（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時等」という。）に、災害時避難所である市立〇〇（施設名称）（以下「本施設」という。）を避難所として開設、運営、及び閉鎖することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害の定義）

第2条 災害とは、災害対策基本法第2条第1号に定める、災害暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

（利用場所）

第3条 本施設において被災者等が避難所として利用する場所は次の各号に掲げる場所とする。ただし、当該場所の利用が困難な場合、又は当該場所以外の場所の利用が必要な場合は、甲乙協議のうえ利用場所を決定するものとする。

- （1） 〇階大ホール
- （2） 〇階小ホール
- （3） 体育館

・
・
・

（避難所の開設）

第4条 災害時等において甲が必要と認めたときは、甲は本施設を避難所として開設する。

- 2 前項の場合において、甲は直ちに乙に対し、本施設に避難所を開設する旨を通知するものとする。

(避難所の管理運営等)

第5条 甲は、災害時等に本施設を避難所として運営する。

2 避難所における事故その他避難所の運営に関する一切の事項については、甲が責任を負う。

(災害時等の指定管理者の果たすべき役割)

第6条 乙は、災害時等に第4条第2項の通知があったときは、直ちに、次の各号に掲げる事項（以下「初期対応」という。）を行わなければならない。

(1) 施設の開錠

(2) 避難者の誘導

(3) 障害物の除去

(4) その他被災者等に対し避難所を提供するために必要な事項

2 前項の場合において、施設の供用時間外に災害が発生した場合等、乙において速やかな初期対応を行うことが困難な場合は、甲が初期対応を行うものとする。

3 前二項に基づく初期対応に伴い必要とする費用及び発生した損害については、甲の負担とする。

ただし、乙の責めに帰すべき事由により必要とされた費用又は発生した損害については、乙の負担とするものとし、疑義が生じた場合は、甲乙が協議して負担を定めるものとする。また、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、甲が負担する。その場合の負担額は、大阪府災害救助法施行細則（昭和23年大阪府規則第24号）第3条に定めるところによる。

※指定管理者との協力体制の協議の結果、第1項の初期対応以降の協力を得られた場合は、第2項以降にその協力内容を追加すること。

(避難所の閉鎖)

第7条 甲は避難所としての使用を終了する際は、乙に避難所を閉鎖する旨を文書で通知し、乙が指定管理者としての業務を再開できるように、速やかに乙に施設の管理を引継ぐものとする。

2 甲は、避難所として使用した場合の本施設の破損・汚損について、乙の故意または過失がない場合に限り、甲の負担で原状回復する。

(災害対応マニュアルの作成)

第8条 乙は甲（〇〇区役所及び〇〇局（施設所管所属））と協議のうえ、災害対応マニュアルを作成するものとする。

2 上記マニュアルにおいては、災害時等その他緊急時の連絡体制を整備するとともに、災害時等に指定管理者がとるべき初期対応等について具体的に定めるものとする。

(災害対策の推進等)

第9条 乙は、大阪市防災・減災条例（平成26年12月1日条例第139号）第9条に従い、事業者としての責務を果たすものとする。

- 2 乙は、その管理する施設の従業員が災害時等に帰宅困難になった場合に備え、食料や飲料水等の備蓄並びにその他必要な物資を準備するよう努めるものとする。
- 3 乙は、災害時等の対応に関する知識又は技術を習得するため、その従業員を防災訓練等に参加させるよう努めなければならない。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日（＝指定管理期間）までとする。

- 2 なお、本施設が災害時避難所の指定を取り消された場合、または、乙が指定管理者でなくなった場合は、本協定も終了することとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市長

印

乙 ○○（施設名称）指定管理者

印